

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 改正の趣旨

今般の平成 28 年熊本地震発生に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講じることが内容をとする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の改正を行う。

2. 改正の内容

平成 28 年熊本地震発生に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、平成 28 年 4 月 14 日から起算して 6 カ月が経過する日までの間に開始された休業等に係る雇用調整助成金制度について、以下の特例措置を講じる。

- 過去に雇用調整助成金を受給した日数がある場合について、その日数を受給可能日数から減じないこととする。
 - 本特例の対象として雇用調整助成金が支給された休業等の日数は、後に別途受給する場合の雇用調整助成金に係る受給可能日数から減じることとされている過去の受給日数には含めないこととする。
 - 雇用保険の被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者について、助成対象とする。
 - 過去に雇用調整助成金を受けたことがある事業主については、支給対象期間が満了した日から起算して 1 年を経過していることとする要件を撤廃する。
 - 休業に係る助成率を中小企業 4 / 5、大企業 2 / 3 とする（九州各県に限る）。
- ※ その他要領事項として、最近 3 カ月の雇用量が対前年比で増加していても受給可能とする。

【現行制度の概要】

- 雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合において、その賃金等の一部を助成
- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成
中小企業：2 / 3 大企業：1 / 2
(※) 雇用保険基本手当日額の最高額（7,810 円）が日額の上限

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 項

4. 施行期日等

平成 28 年 5 月中旬 公布・施行（予定）

(※) 平成 28 年 4 月 14 日以降に開始した休業等について適用する。

(以上)